

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第90号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額後の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額後の額
略				略			
3 道路 占用条 例	略 (14) 道路管理者以外の者が設置した街灯に添加した当該街灯の管理者名、店名、屋号等を表示した看板等であって、その規格が縦1メートル、横30センチメートル以下のものための占用	免除		3 道路 占用条 例	略 (14) 道路管理者以外の者が設置した街灯に添加した当該街灯の管理者名、店名、屋号等を表示した看板等であって、その規格が縦1メートル、横30センチメートル以下のものための占用	免除	
	(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物（被災者の居住の用に供するため必要なものに限る。）のための占用						

(16) 略	減額	略	(15) 略	減額	略
(17) 略		略	(16) 略		略
(18) 略			(17) 略		
(19) 略			(18) 略		
(20) 略			(19) 略		
(21) バス停留所の標識のための占有		道路占有 条例で定 める標識 に係る占 用料の額 の2分の 1の額	(20) バス停留所の標識のための占有		市の区域 にあって は1本に つき1年 550円、 町村の区 域にあって は1本 につき1 年425円
(22) パーソナルハンディフォンシステム（PHS）無線基地局その他これに類する小型の無線基地局のための占有		道路占有 条例で定 める変圧 塔その他 これに類 するもの 及び公衆 電話所に 係る占有 料の額の 10分の3 の額	(21) パーソナルハンディフォンシステム（PHS）無線基地局のための占有		市の区域 にあって は1個に つき1年 495円、 町村の区 域にあって は1個 につき1 年310円
(23) 略		略	(22) 略		略
略			略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。